

# 福祉共済制度

(生命傷害共済制度)

もしもの時の安心は、日頃のそなえから...



## 手頃な掛金で、死亡、病気、ケガなど幅広い保障

### ●全管連『福祉共済制度』とは

昭和46年より制度を開始し、本年で52年次を迎え、所属員企業の皆様に永く親しまれてきた制度です。本制度は、全国団体としてのスケールメリットを活かした、所属員企業の雇用の確保・安定と経営基盤の確立をはかるための『**生命傷害共済制度**』です。団体での加入のため、**掛金がお手頃です。**

### ●『生命傷害共済制度』保険の必要性

私たちの生活には、**死亡、病気、ケガ**など様々なリスクが存在します。『生命共済制度』は、**そのリスクに備えた保険**として、安心とゆとりのある暮らしに貢献しています。

### ●掛金は、税法上の特典があります

法人事業所が負担した掛金は、役員分も含めて全額損金として認められます。〔法人税基本通達9-3-5〕また、個人事業所の場合、従業員のために負担した掛金は、全額必要経費として認められます。〔所得税個別通達直審3-7〕  
なお、当制度は組合員のみを対象とする共済です。生命保険料控除証明書については発行しておりません。あらかじめお含みおきください。



## 全国管工事業協同組合連合会 (略称:全管連、国土交通大臣認可団体)

〒170-0004 東京都豊島区北大塚3-30-10 TEL 03(5981)8957 FAX 03(5981)8958

## 高度障害および障害給付金 給付割合表

別表 (注)「高度障害状態」とは、下表第1級のいずれか1項の状態をいいます。

等級	身体障害	給付割合	等級	身体障害	給付割合
ケガまたは疾病による高度障害共済金 第1級	1. 両目の視力を全く永久に失ったもの	10割	第4級	22. 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの	3割
	2. 言語またはしゃくくの機能を全く永久に失ったもの			23. 1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの	
	3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの			24. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの	
	4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの			25. 1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの	
	5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの			26. 10足指の用を全く永久に失ったもの	
	6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの			27. 1足の5足指を失ったもの	
	7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ1下肢を足関節以上で失ったもの				
ケガによる障害給付金 第2級	8. 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの	7割	第5級	28. 1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの	1.5割
	9. 10手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの			29. 1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの	
	10. 1肢に第3級の13から15までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の13から15まで、または第4級の21から25までのいずれかの身体障害を生じたもの			30. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったか、第1指(母指)および第2指(示指)を含んで2手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の3手指を失ったもの	
	11. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの			31. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)の用を全く永久に失ったもの	
ケガによる障害給付金 第3級	12. 1眼の視力を全く永久に失ったもの	5割	第6級	32. 1足の5足指の用を全く永久に失ったもの	1割
	13. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの			33. 両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの	
	14. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの			34. 1耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの	
	15. 1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの			35. 鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの	
	16. 10足指を失ったもの			36. 脊柱(頸椎を除く)に運動障害を永久に残すもの。	
	17. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの				
ケガによる障害給付金 第4級	18. 両目の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの	3割	37. 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの	1割	
	19. 言語またはしゃくくの機能に著しい障害を永久に残すもの		38. 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの		
	20. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの		39. 1下肢が永久に3センチ以上短縮したもの		
	21. 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの		40. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)の用を全く永久に失ったか、第1指(母指)および第2指(示指)を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの		
			41. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)以外の1手指または2手指を失ったもの		
			42. 1足の第1指(母指)または他の4足指を失ったもの		
			43. 1足の第1指(母指)を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの		

**ご注意** ※次の場合には免責または解除となり、共済金をお支払いできませんので、お申込みの際、特にご注意ください。

- 死亡共済金**
  - 被共済者が加入日から1年以内に自殺したとき
  - 共済金受取人が故意または重大な過失により被共済者を死亡させたとき(または高度障害状態にさせたとき)
  - 被共済者の故意または重大な過失により高度障害となったとき
  - 被共済者が戦争その他の変乱によって死亡したとき(または高度障害状態になったとき)
  - 共済契約者または被共済者が加入申込の際、告知について故意または重大な過失により事実を告げなかったか事実でないことを告げたとき
  - 契約者の故意または重大な過失
  - 被共済者に対する刑の執行
- 災害共済金、障害給付金、入院給付金について**
  - 共済契約者、または被共済者の故意または重大な過失によるとき
  - 災害共済金・障害給付金・入院給付金の受取人の故意または重大な過失によるとき
  - 被共済者の闘争行為または犯罪行為によるとき
  - 被共済者の精神障害または泥酔状態の間に生じた事故によるとき
  - 被共済者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
  - 被共済者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
  - 地震、噴火、津波、戦争その他の変乱によるとき

(注)増額された場合の増額部分については、上記「加入」とあるところを「増額」とよみかえてください。詳細については委託機関の約款に準じます。

## 共済給付金請求提出書類

必要書類	主契約		特約		
	死亡共済金	高度障害共済金	災害共済金	後遺障害給付金	ケガの入院
所定の死亡診断書	○		○		
所定の障害診断書		○			
所定の後遺障害診断書				○	
所定の診断書(診療証明書)					○
事故状況報告書(受傷事情書)			○	○	○
被共済者の戸籍謄本	○	○	○	○	
受取人の印鑑証明書	○	○	○	○	○
交通事故証明書(交通事故の場合)	○	○	○	○	○

※委託機関が経営破綻に陥った場合、ご加入時にお約束した共済金額等が委託割合の範囲において削減されることがあります。

## 申込締切日

毎月 **15日**  
(ウーベル保険事務所締切日 毎月25日)

## 申込方法

申込書に所定事項を記入捺印の上、締切日までに所属組合へご提出ください。

## 委託機関

東京都火災共済協同組合(元受機関)  
〒104-0061 東京都中央区銀座2-10-18 東京都中小企業会館2階  
TEL:03-3542-0271(代) / FAX:03-3542-8410  
全日本火災共済協同組合連合会(再共済機関)

# 必要に応じ加入コースをお選びください

## 保障範囲と掛金

ご加入口数	1口	2口	3口	4口	5口	6口	7口	8口	9口	10口
月額掛金	830円	1,660円	2,490円	3,320円	4,150円	4,980円	5,810円	6,640円	7,470円	8,300円
死亡(高度障害)共済金 病気等による死亡・高度障害	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	1,000万円
死亡(高度障害)共済金+ 災害共済金(障害給付金) 不慮の事故による死亡・高度障害	180万円	360万円	540万円	720万円	900万円	1,080万円	1,260万円	1,440万円	1,620万円	1,800万円
障害給付金 不慮の事故により 別表の第2級～第6級の いずれかの障害を受けたとき	障害の程度により 8～56万円	障害の程度により 16～112万円	障害の程度により 24～168万円	障害の程度により 32～224万円	障害の程度により 40～280万円	障害の程度により 48～336万円	障害の程度により 56～392万円	障害の程度により 64～448万円	障害の程度により 72～504万円	障害の程度により 80～560万円
入院給付金 不慮の事故で1週間以上 入院したとき、ただし事故の日 から一年間を限度	1日につき 1,200円	1日につき 2,400円	1日につき 3,600円	1日につき 4,800円	1日につき 6,000円	1日につき 7,200円	1日につき 8,400円	1日につき 9,600円	1日につき 10,800円	1日につき 12,000円

※ご加入時の年齢により加入口数が変わります。

新規加入の方	14歳以上～60歳未満	60歳以上～65歳未満	65歳以上～70歳未満	70歳以上～75歳未満	75歳以上～80歳未満	80歳以上～85歳未満	85歳以上～90歳未満	90歳以上～95歳未満	95歳以上～100歳未満	100歳以上
新規加入の方	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
継続更新の方	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
継続更新の方	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
継続更新の方	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
継続更新の方	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※上記は概算掛金であり、申込締切後、正規掛金を算出し、初回から適用します。  
※上記概算掛金には運営事務費が含まれています。(主契約100万円に対し100円)

## お支払いする共済金

### ●死亡共済金 ●高度障害共済金(病気・ケガ)

共済期間中に死亡した場合は、死亡共済金を死亡共済金受取人にお支払いします。  
また、加入日以後傷害または疾病によって、共済期間中に別表の高度障害状態第1級のいずれかに該当した場合、高度障害共済金を高度障害共済金受取人にお支払いします。

### ●入院給付金(ケガ)

共済期間中に加入日以後の不慮の事故による傷害の治療を目的として、その事故の発生の日からその日を含めて90日以内に1週間以上日本における病院または診療所およびこれらと同等とみなされる日本国外の医療施設に入院した場合、入院給付金を共済金受取人にお支払いします。入院給付金のお支払いは、同一の不慮の事故について事故の日から一年間を限度とします。

### ●災害共済金(ケガ)

共済期間中に加入日以後の不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合、災害共済金を死亡共済金受取人にお支払いします。

### ●障害給付金(ケガ)

共済期間中に加入日以後の不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の発生の日からその日を含めて180日以内に別表第2級から第6級のいずれかの障害に該当した場合、障害給付金を給付割合に応じた障害共済金受取人にお支払いします。



# 制度の取扱い

## 加入資格および条件

- ① 組合員および従業員(家族従業員を含む)で現在健康で正常に勤務または就業している方。
- ② 2023年4月1日現在、満14歳以上から65歳未満の方。  
但し、満60歳以上から65歳未満の方は5口(500万円)を限度とします。  
更新を希望される方は75歳までとしますが、年齢により上限口数が次のとおりとなります。  
・満60歳以上から65歳未満の方……5口(500万円)を限度とします。  
・満65歳以上から70歳未満の方……3口(300万円)を限度とします。  
・満70歳以上から75歳未満の方……1口(100万円)を限度とします。
- ③ 次の3つの告知がすべて「なし」の方。  
(1)最近3ヶ月以内に医師の治療・投薬を受けたことがありますか。  
(2)過去1年以内に病気やケガで手術を受けたこと、または継続して2週間以上の入院もしくは医師による治療・投薬を受けたことがありますか。  
(3)手・足の欠損または機能に障害がありますか。また、背骨(脊柱)、視力、聴力、言語、そしゃく機能に障害がありますか。
- ④ 新規加入で3口(300万円)以上の口数をご希望、または、増口・減口(例:5口から3口へ)で3口以上の口数をご希望の場合は、所定の健康状態通知書の提出が必要です。  
(被共済者の同意確認について)  
本制度への加入に際しては、被共済者の同意が必要です。同意確認は、被共済者の加入申込書への記名・押印により行わせていただきます。

## 共済期間

共済期間は1年で、2023年4月1日から2024年3月31日までです。  
なお、中途加入者につきましては効力発生日から2024年3月31日までです。以後毎年更新継続します。

## 申込締切日と効力発生日

- ・3月15日までの組合宛申込書到着分(3月24日までのウーベル保険事務所到着分) ……4月1日効力発生(保障開始)
  - ・以降毎月15日までの組合宛申込到着分(以降毎月25日までのウーベル保険事務所到着分) ……翌月1日効力発生(保障開始)
- ※但し、25日が土・日・祝日の場合は、前営業日までにウーベル保険事務所到着分とします。

## 掛金の払込(事業所は所属組合へ3・6・9・12月の15日までに、所属組合は全管連へ25日までに)お支払い下さい。

### 3カ月分一括払いです。

なお、新規加入時は初回掛金のみ加入月により以下の通りとなります。

加入月	払込金額
1・4・7・10月	3カ月分
2・5・8・11月	2カ月分
3・6・9・12月	1カ月分

## 脱退手続

この制度から脱退される場合は前月15日までに所属組合へご連絡ください。  
異動報告書の発送は対象日の前月25日まで(上記申込締切日と効力発生日※参照)にウーベル保険事務所へ到着するようにしてください。

## 共済金等の請求

共済事故に該当したときは所属組合備付けの必要書類によって請求手続を行ってください。

(死亡共済金(高度障害共済金)請求時の了知について)

死亡共済金(高度障害共済金)受取人を被共済者の遺族以外(被共済者以外)に定めた場合には、死亡共済金(高度障害共済金)の請求に際し、被共済者の遺族(被共済者本人)の了知が必要となります。了知は、死亡共済金(高度障害共済金)請求書の了知欄への被共済者の遺族(被共済者本人)の署名・捺印により行わせていただきます。又、死亡共済金(高度障害共済金)のご請求の際に、1年分の共済掛金のうち未納分(死亡精算掛金)がある場合は、精算が必要となります。

## 配当金

この制度は毎年3月に過去1年間の給付実績に基づいて収支計算を行い、剰余金がある場合はこれを配当金として加入者に共済料負担額に応じてお支払いします。

## 制度の運営

この制度は全管連が東京都火災共済協同組合と締結した生命共済契約に基づいて運営されます。